

再利第個(終分) 辻本先生

民法 期末試験 平成 25 年過去問題

設問 1 について

第 1 D の不法行為責任に関する因果関係・賠償範囲

- 1 D の不法行為を原因として生じた損害のうち、いかなる損害項目が賠償されるか。賠償されるべき損害は、D の不法行為と相当因果関係を有するものに限られるところ、D の不法行為といかなる損害に相当因果関係が認められるか問題となる。相当因果関係の有無の判断について、不法行為において損害賠償の範囲を定めた規定はないところ、相当因果関係について定めた民法 416 条の規定を類推適用してこれを判断する。以下、損害項目ごとに相当因果関係の有無を検討する。

2(1) 治療費、修理費及びパソコンの損壊による損害

第一に、D が甲車に追突することによって、甲車に乗っていた A がけがをし、これによってその治療費がかかることは通常生ずべき損害である。第二に、D の追突によって車が破損し、修理費がかかることも通常損害である。第三に、D の追突により乗せていたパソコンが壊れることも通常損害である。したがって、治療費(10 万円)、修理費(20 万円)及びパソコンの費用(5 万円相当)は、いずれも D の不法行為と相当因果関係を有するものである。

(2) E 自身の休業による逸失利益

D の不法行為によって E はけがをしており、これによって E は 1 か月間仕事を休まざるを得ない状況になっているのであるから、E の一月分の逸失利益相当額は、事故により通常生ずべき損害である。したがって、E の逸失利益は、D の不法行為と相当因果関係を有するものである。

(3) E 工務店の休業損害

ア 企業損害について、企業は従業員等が事故により仕事ができない場合に備えて、リスク回避措置をとることが通常であり、リスク回避措置をとらないことによって企業に損害が生じたとしても、その損害は自己で負担すべきである。もっとも、企業とは名ばかりの、個人と企業がほとんど一体であるような会社においては、個人に生じた損害をそのまま企業に生じた損害とみることができるため、企業損害を認めうる。

イ 本問では、E は個人で E 工務店を経営している。しかし、従業員が数人いること、及び E の休業により会社の収益は半分におちいつているものの、それでもなお 100 万円の収益があり、E 工務店と E とを経済的に一体であるとはいえないことから、E 工務店と E とを一体のものと評価することはできない。したがって、E 工務店の休業損害(100 万円)は、通常損害とはいえず、これを D において予見することができた等の事情もうかがわれないため、相当因果関係を有するとはいえない。

「通常損害」「特別損害」
「通常損害」は賠償されるが、「特別損害」は賠償されない。
「特別損害」は賠償されるが、「通常損害」は賠償されない。

佐藤義真

因果関係

民法 416 条

通常損害と特別損害の区別

トランクの中に入っていた
パソコンは、
追突で壊れた。
でも、パソコン
は壊れた。
でも、パソコン
は壊れた。

OK

もう一つは、
あてはまらない
ところだ。

逸失利益

企業損害
ではない。

E 工務店は、
会社ではないので、
独自の権利主体
ではない。

E 工務店
= E

多額の費用を要している。

干渉可能性の有無。

(4) データ損失による損害

第一に、A が当該顧客らに支払った損害賠償金は、E 工務店という企業から生じた損害であり、D の不法行為と相当因果関係を有するものとはいえない。第二に、E がデータを作成しなおすのに要した費用は、D の追突行為によりパソコンが壊れたことから生じる直接の損害であり、データ修復に要した費用は、通常生ずべき損害であるから、D の行為と相当因果関係を有するものといえる。損害額については、データ喪失による損害 700 万円から、顧客に対して支払った損害賠償額を差し引いたものが賠償範囲として認められる。

誰の使用責任を第2 D 以外の者の不法行為責任の成否

論じるのか
明示してほしい。

使用責任の成否を
明示してほしい。

1 E の D に対する損害賠償請求(709 条)が認められるところ、D を雇用している C も民法 715 条 1 項によりその使用者として損害賠償の責任を負わないか。C は D を従業員として雇っており、使用関係があることは明らかであるため、D の不法行為が「その事業の執行について」なされたものといえるか(事業執行性の有無)問題となる。

2 事実的不法行為の事業執行性の有無については、被用者の行為が職務の執行と密接に関連する行為といえるかによってこれを判断する。なぜなら、使用者は自己の利益拡大のために被用者を使用している以上、その職務と密接に関連する行為によって生じた損害についても使用者が負担すべきであるといえるからである。

3 本件についてこれをみるに、D は自分の車を使用しており、外形上は職務と関連のない行為に見える。しかし、C はその従業員に対し、仕事に際して自家用車を使用することを許可しており、D は仕事の通勤のために自家用車を使用している最中に本件事故を起こしているのであるから、客観的にみて、D の職務と密接に関連する行為によって本件事故が発生したといえる。したがって、D の不法行為につき事業執行性が認められる。

4 以上より、C は民法 715 条 1 項により損害賠償責任を負う。

B
C
↑

職務に密接
仕事上の職務
職務は何か
確認しよう

つながりあり
つながりあり

以上。

使用者責任

① 使用関係

← 実質的指揮監督関係

② 事業執行性

← 外形上客観的にみて職務の執行に係るから、つながり

工務店事業者
「干渉可能性」の有無
がポイント

「行為の危険」が、
結果が発生したと評価できるか。

平成 30 年度 刑法 期末試験

「行為の危険」
と「結果の危険」
の区別が重要

佐藤義真

問 1 について

- (1)犯罪 (2)構成要件 (3)違法 (4)有責 (5)責任
(6)作為 (7)実行 (8)未遂 (9)危険 (10)不能

問 2 について

第 1 甲の罪責

甲は A に対し拳銃を発射し、A、B 及び C がそれぞれ死亡しているところ、甲の拳銃発射行為(本件行為)にどのような犯罪が成立するか、以下客体ごとに犯罪の成否を検討する。

1 甲の本件行為につき、A に対し殺人罪(199 条)が成立しないか。

(1) A は甲の本件行為による傷害を原因として病院へ向かう途中、交通事故にあつて死亡しているところ、甲の行為と A の死亡との間に因果関係があるのか問題となる。

(2) 因果関係の存否は、①行為と結果との間に条件関係があることを前提に、②行為の危険が結果へと現実化したと評価できるかで判断する。その評価にあたっては、行為自体の危険、介在事情の異常性及び結果への寄与度を考慮する。

(3)ア 本問についてこれを見るに、甲の本件行為によって A は病院へ向かうことになり、病院へ向かう途中で交通事故にあつて死亡しているため、甲の行為と A の死亡との間に条件関係が認められる。

イ 甲の本件行為により A は肩を負傷しているが、この肩の負傷自体から A が死亡する危険は認められない。また、交通事故にあうということは、よくあるとまでは言えないまでも、現代においては十分起こりうるものであるが、A は、交通事故による頭部障害を原因として死亡していることから、交通事故という介在事情の寄与度が死亡に直結するほどに大きいといえる。そうすると、本件行為の危険が、A の死亡という結果に現実化したと評価することはできない。

ウ したがって、A の死亡と甲の行為との間に因果関係は認められない。

(4) 甲は、A を殺すことを決意し本件行為に及んでいるため、A に対する殺人の故意が認められる。

(5) 以上より、甲の本件行為につき A に対し、殺人罪は成立せず、殺人未遂罪(203 条、199 条)が成立するにとどまる。

2 甲の本件行為につき B に対し殺人罪が成立しないか。

(1) 本件行為は、路上を通行中の A に向けて拳銃を発射するという行為であるところ、近くにいる B に拳銃が当たり、B が死亡する現実的危険性をも含むものである。そして、かかる行為により B は死亡しているため、客観的に殺人罪の構成要件に該当するものであるといえる。では、B に対する殺人の故意は認められるか。

因果関係

A の死亡は、
本件行為の
結果として
発生している。

殺人罪の構成要件性について。
結果の発生が必然的。

OK
本件行為は、
結果の発生を
含む。

「本件行為は、結果の発生を
含む」という点。
OK

事案？
本件行為の
結果として
発生している。

「本件行為は、
結果の発生を
含む」という点。

